

東京と日本の成長を考える検討会設置要綱

平成30年5月25日制定 30財主財第44号

(設置)

第1条 東京及び日本の持続的成長に向けて、真の地方分権を見据えた地方税財源のあり方について検討を行うため、「東京と日本の成長を考える検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会における所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京と日本の発展に向けた投資の重要性や東京が直面する行政需要に関すること
- (2) 地方分権の推進とその基盤となる地方税財源のあり方に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、知事が別途委嘱する検討会メンバー（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

- 2 座長は、メンバーの互選により定める。
- 3 メンバーの任期は、平成31年3月31日までとする。

(検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 メンバーは、代理者を出席させることができる。
- 4 知事を除くメンバーのうち、実際に検討会に出席した者に対しては、都の基準により報酬を支払うことができる。

(事務局)

第5条 検討会の庶務は、財務局主計部財政課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。